

令和5年4月に発生した凍霜害による農作物被害への

緊急支援を行います

伊達市では、令和5年4月に発生した凍霜害による農作物被害について、被害を受けた生産者の方へ営農継続できるよう支援を行います。

1 県事業

(1) 福島県農業災害対策事業

- ・補助対象 品目及びほ場ごとに被害率30%以上
- ・補助率 2/3（県1/3、市1/3）

① 肥料購入補助

樹草勢回復用や樹勢調節用に緊急に追加する資材の共同購入に対する補助（1回分のみ対象）

② 薬剤購入補助

対象病害に対し、緊急に追加防除を行うために必要な農薬の共同購入に対する補助（品目により1回または2回分が対象）

③ 防霜資材購入補助

低温に遭遇するのを防止するために必要な防霜資材の共同購入に対する補助

2 市単独事業

(1) 伊達市農業災害対策事業（次期作分肥料・薬剤共同購入）

- ・補助対象 品目及びほ場ごとに被害率30%以上
- ・補助率 1/10

被害を受けた生産者の次年度生産のために使用する肥料及び病害虫抑止など通常防除に使用する薬剤の共同購入に対する補助

(2) 果樹共済掛金支援事業

- ・補助対象 令和5年度に申請する市内果樹生産者
- ・補助率 果樹共済掛金の2/10（補助上限額5万円）

近年頻発する自然災害に対し、果樹共済への加入推進をJA等を通じて行い、令和5年度に果樹共済加入申し込みをした生産者に対し共済掛金の一部を補助